

## 事例 No.1 平成25年度都市計画基礎調査等業務委託

告 示 第 565 号

平成25年5月31日

鹿児島市長 森 博 幸

### 平成25年都市計画基礎調査等業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について (告示)

平成25年都市計画基礎調査等業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、企画提案競技に参加しようとする者は、下記要領により参加表明書を提出してください。

記

#### 1 業務の概要

「平成25年度都市計画基礎調査等業務委託」は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条第1項に規定する都市計画に関する基礎調査として、人口、産業、建物及び土地利用等の各項目について、現況及び将来の見通しに関する調査を実施し、今後の都市計画見直しに資するものである。

また、当該基礎調査で得られるデータを活用して、都市計画見直しに関する検討や市街化調整区域における新たな土地利用誘導策の検討を行うものである。

#### 2 資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 本企画提案競技に参加しようとする者（以下「参加表明者」という。）に対する要件

ア 鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に登載されていること。

イ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）別表に定める「都市及び地方計画部門」に登録されていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 参加表明書提出時点において、本市から指名停止を受けていないこと。

オ 参加表明書提出時点において、本市内に営業所（本店又は常時建設コンサルタント業

- 務に関する契約を締結する支店若しくは事務所をいう。) を有していること。
- カ 都市及び地方計画部門の技術士を5人以上有していること。
- キ 平成15年度以降に都道府県、中核市等において、都市計画基礎調査や基礎調査解析、  
都市マスタープランの策定の実績を1件以上有すること。
- (2) 参加表明者が配置を予定する管理技術者及び担当技術者に対する要件
- ア 次に掲げるもののうち、いずれかの資格を有する者であること。
- (ア) 技術士（総合技術監理部門の建設—都市及び地方計画）
- (イ) 技術士（建設部門の都市及び地方計画）
- (ウ) 社団法人 建設コンサルタント協会が定めるRCCM資格（都市及び地方計画部  
門）
- イ (1)キに掲げる同種業務又は類似業務のいずれかについて、平成15年度以降に1件  
以上の完了の実績を有すること。

### 3 参加表明書受付要領

#### (1) 受付期間

この告示の日から平成25年6月10日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

#### (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

#### (3) 提出書類

別に定める書類

#### (4) 提出方法

直接持参、郵送又は宅配便

#### (5) 参加表明書受付場所、提出先及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市建設局都市計画部都市計画課（東別館7階）

電話 099-216-1378

電子メール toshikeikaku@city.kagoshima.lg.jp

### 4 その他

本業務委託契約にかかる企画提案競技に関する参加表明書、実施要領及び様式、特記仕様書その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において入手することができます。

# 平成 25 年度都市計画基礎調査等業務委託に係る 企画提案競技実施要領

## 1 業務名

平成 25 年度都市計画基礎調査等業務委託

## 2 業務概要等

### (1) 業務の目的

「都市計画基礎調査等業務委託」は、人口、産業、建物及び土地利用等の各項目について、現況及び将来の見通しに関する調査を実施するものであり、都市計画法第6条第1項に規定する都市計画に関する基礎調査として、今後の都市計画見直しに資するものである。

また、基礎調査で得られるデータも活用しながら、都市計画区域の方向性や市街化調整区域における新たな土地利用誘導の方向性の検討に向けた調査を行うものである。

### (2) 業務内容

別紙 1 特記仕様書（案）参照

### (3) 企画提案を求めるテーマ

本業務において企画提案を求めるテーマは、以下に示す 2 つの事項とする。

#### ① 本市の都市計画区域の方向性検討に向けた調査について

本市は、線引き都市計画区域及び非線引き都市計画区域、都市計画区域外が併存している状況であるため、他都市での事例や「鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプラン」を踏まえ、今後の本市の望ましいと考えられる都市計画区域の方向性と、その実現のための具体策を示し、これに必要な調査を提案する。

#### ② 市街化調整区域における土地利用誘導の方向性検討に向けた調査について

「鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」など市街化調整区域内での土地利用誘導について、主な課題を示したうえで、上記の土地利用ガイドプランや方針等を踏まえた、今後の本市がとるべき具体策とその効果について明らかにし、これに必要な調査を提案する。

## 3 担当部署

〒892-8677 鹿児島市山下町 11 番 1 号 東別館 7 階

鹿児島市 建設局 都市計画部 都市計画課

電話 099(216)1378

FAX 099(216)1398

電子メール : [toshikeikaku@city.kagoshima.lg.jp](mailto:toshikeikaku@city.kagoshima.lg.jp)

#### 4 資格要件

##### (1) 参加表明者（企業）の資格要件

平成25年5月31日告示第565号掲載のとおり

##### (2) 配置予定技術者の資格要件

平成25年5月31日告示第565号掲載のとおり

#### 5 実施要領説明会の開催

##### (1) 日 時：平成25年6月4日（火）10時～11時

##### (2) 場 所：鹿児島市役所東別館7階 701会議室

##### (3) 説明内容：実施要領（本書）、様式及び特記仕様書（案）の説明、質疑応答

##### (4) 注意事項

- ① この説明会への出席は、参加表明書提出のための要件ではない。
- ② 出席者は1業者2人までとする。出席者が多い場合は、2回に分けて実施。
- ③ 企画提案競技参加に必要となる実施要領（本書）、様式及び特記仕様書（案）は印刷の上持参すること。

#### 6 参加表明書に関する質疑応答

##### (1) 質問方法

対象項目、質問の趣旨及び内容を記載の上、電子メールで送信すること。

##### (2) 質問受付期間

告示の日から平成25年6月5日（水）12時まで

##### (3) 質問先

「3 担当部署」に同じ

##### (4) 質問回答

電子メールにて回答

#### 7 参加の申し込み

##### (1) 参加表明書の作成

企画提案への参加を申し込む者は、上記資格要件を満たした上で、次の各号に掲げる様式に必要な事項を記入し、提出すること。

※実績等は、TECRISなど確認のできるものを添付すること。

- ① 参加表明書（別添様式1-1）
- ② 参加表明者（企業）資格審査確認書（別添様式1-2）
- ③ 予定管理技術者の経歴等（別添様式1-3）
- ④ 予定管理技術者の同種又は類似業務実績（別添様式1-4）
- ⑤ 予定担当技術者の経歴等（別添様式1-5）
- ⑥ 予定担当技術者の同種又は類似業務実績（別添様式1-6）

##### (2) 参加表明書の提出方法等

- ① 提出方法 直接持参、郵送又は宅配便により提出すること。
- ② 提出期限 平成25年6月10日（月） 17時15分まで  
(直接持参して提出する場合は、土曜日及び日曜日を除く。)
- ③ 提出時間 直接持参する場合の提出時間は、8時30分から17時15分まで（12時から13時を除く。）なお、提出期限である6月10日（月）は、提出方法に係らず17時15分で受付を締め切る。
- ④ 提出場所 「3 担当部署」に同じ
- (3) 記載上の留意事項  
参加表明書の様式は、別添（様式1—1～6、A4判）に示すとおりであり、文字サイズは10ポイント（MS明朝体）を標準とする。

記載事項	内容に関する留意事項
【様式1—2】 参加表明者（企業） 資格審査確認書	<p>ア 同種業務の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加表明書の提出者が受託した過去10年間の同種業務の実績について記入する。 同種業務：都道府県や中核市等において、都市計画基礎調査や基礎調査解析、都市マスタープランの策定の実績がある。</li> <li>・記入する業務は、平成15年度以降に完了した業務とする。</li> <li>・記入する業務は5件以内とし、実績多数の場合は、代表的なものに絞って記入し、件数により評価する。 中核市等には、政令市も含まれる。</li> </ul> <p>イ 市町村合併を行った中核市等において、都市計画区域の見直し業務の実績。</p> <p>同種業務：線引き都市計画区域と非線引き都市計画区域の併存した都市計画区域で都市計画区域の見直しの検討業務の実績がある。</p> <p>類似事例：線引き都市計画区域で都市計画区域見直しの検討業務の実績がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記入する業務は、同種業務又は類似業務の別を必ず記入する。 中核市等には、政令市も含まれる。</li> </ul> <p>ウ 鹿児島市内における都市計画関連業務の実績。</p> <p>調査業務：基礎調査・解析、マスタープランの策定、環境影響評価 事業計画等：鹿児島駅など駅の再開発、再開発事業、区画整理事業のA調査など</p> <p>エ 鹿児島県内における都市計画関連業務の実績。</p> <p>調査業務：基礎調査・解析、マスタープランの策定、環境影響評価 事業計画等：鹿児島駅など駅の再開発、再開発事業、区画整理事業のA調査など 「区分」には上記、ア、イ、ウ、エを記載する。</p>

記載事項	内容に関する留意事項
<p>【様式 1—3】 予定管理技術者の経歴等</p>	<p>⑤同種業務の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、管理技術者として平成 15 年度以降の同種業務の実績について記入する。</li> </ul> <p>※同種業務は、【様式 1—2】のア、イの留意事項と同じとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記入する業務は、平成 15 年度以降に完了した業務とする。</li> <li>記入する業務数は 5 件以内とし、実績多数の場合は、代表的なものに絞って記入し、件数により評価する。</li> <li>なお、同種又は類似業務の実績に、担当技術者であったときの実績を記入する場合は、必ずその旨を「業務概要及び特徴」の欄に記入すること。</li> <li>記入する業務は、同種業務又は類似業務の別を必ず記入する。</li> </ul> <p>⑥手持業務の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手持業務は、参加表明書提出日現在、鹿児島市以外の発注者のものも含めすべて記入する。(参加申し込み日を記入すること。)</li> <li>手持業務の総件数又は契約金額を必要とするので、行が不足する場合は、行幅を調整し、すべての手持業務を記入する。</li> <li>手持業務とは以下のものを指す。 管理技術者となっている 1 件 500 万円以上の他の業務</li> <li>プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記すること。</li> </ul> <p>※経歴等については、ヒアリングによる企画提案書の審査を行う際の参考資料として使用することもある。</p> <p>⑦当該地域の業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去 10 年間の鹿児島市における業務実績を 1 件記入する。</li> <li>鹿児島市における実績がない場合は、県内の業務実績を記入する。</li> </ul>
<p>【様式 1—4】 予定管理技術者の同種又は類似業務実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予定管理技術者が過去に従事した「同種業務」等の実績について代表する 1 件のみ記入する。</li> <li>「同種業務」を記入する場合は、平成 15 年度以降に完了した業務とする。</li> <li>企画提案書の提出者以外が受託した業務実績を記入する場合は、当該業務を受託した企業名等を「当該技術者の業務担当内容」欄に追記しておくこと。</li> <li>記載様式は様式 1—4 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 枚以内に記入する。</li> </ul>

記載事項	内容に関する留意事項
【様式1—5】 予定担当技術者の 経歴等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【様式1—3】の留意事項と同じ。ただし「管理技術者」を「担当技術者」と読み替える。</li> <li>・予定担当技術者とは、予定管理技術者と共同で、業務の主要部分に携わる者とし、1名記入する。</li> <li>・予定担当技術者としての業務経歴を記入する。</li> </ul>
【様式1—6】 予定担当技術者の 同種又は類似業務 実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【様式1—4】の留意事項と同じ。ただし、「管理技術者」を「担当技術者」と読み替える。</li> <li>・予定担当技術者とは、予定管理技術者と共同で、業務の主要部分に携わる者とし、1名記入する。</li> <li>・予定担当技術者としての業務実績を記入する。</li> </ul>

※参加表明書の提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、企画提案競技で特定されたとしても、直ちに無効とする。

## 8 企画提案書を提出する者の選定（一次審査）

### (1) 企画提案書の提出者を選定するための基準

企画提案書の提出者を選定するための基準は、別紙2のとおりとする。

### (2) 選定組織

委託業者の選定等については、「平成25年度都市計画基礎調査等業務委託業者選定審査委員会設置要領」に基づき、「平成25年度都市計画基礎調査等業務委託業者選定審査委員会（以下『選定審査委員会』という。）において、厳正かつ公正に行う。なお後述の企画提案書の特定（最終選定）の際も同様である。

### (3) 選定・非選定の通知

① 企画提案書の提出者として選定したものには、選定通知書をもって通知する。

② 企画提案書の提出者の選定数

企画提案書の提出者は、原則として3者程度選定する。また、同じ評点が多数揃った場合は、参加表明者及び配置予定技術者の同種又は類似業務の実績等から、選定することもある。

③ 一次審査の結果は、参加表明書を提出したものの全員に書面をもって通知し、選定業者には併せて企画提案書の提出の要請を行う。なお、選定結果に関する異議の申立てや質問には一切応じない。

## 9 企画提案書

### (1) 企画提案書の作成

企画提案書の提出者として選定され、企画提案書の作成及び提出の要請を受けた者は、次の各号に掲げる書類により、企画提案書を提出するものとする。なお、本企画提案競技は、コンサルティング業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当

該業務の具体的な成果品の作成や提出を求めるものではない。(ただし、成果のイメージは伝わるようにすること。)

- ① 企画提案書（別添様式2—1）
- ② 業務実施体制、協力・連携体制（別添様式2—2）
- ③ スタッフ（担当者、専門家等）の経歴（別添様式2—3）
- ④ 特定テーマ1に対する企画提案（別添様式2—4）
- ⑤ 特定テーマ2に対する企画提案（別添様式2—5）

(2) 参考見積書の提出

企画提案する内容に合わせて、参考見積書を提出すること。

参考見積書は、企画提案を特定するための評価項目としないが、本要領に提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積りが不適格な場合には特定しないこともある。（別途14 業務量の目安参照）

(3) 企画提案書の提出方法等

- ① 提出方法 直接持参、郵送又は宅配便により提出すること。
- ② 提出期限 平成25年7月2日（火） 17時15分まで  
(直接持参して提出する場合は、土曜日及び日曜日を除く。)
- ③ 提出時間 直接持参する場合の提出時間は、午前8時30分から17時15分まで（12時から13時を除く。）なお、提出期限である7月2日（火）は、提出方法に係らず午後5時15分で受付を締め切ります。
- ④ 提出場所 「3 担当部署」に同じ

(4) 企画提案書の作成費用

企画提案書の作成、提出及びヒアリングに要する一切の費用は提出者の負担とする。

(5) 作成上の留意事項

企画提案書の様式は、別添（様式2—1～6、A4判）に示すとおりであり、様式2—2～5の文字サイズは10ポイント（MS明朝体）を標準とする。

記載事項	内容に関する留意事項
<p><b>【様式 2—2】</b> 業務実施体制、協力・連携体制</p>	<p>業務実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施体制には、予定管理技術者及び予定担当技術者を記載するほか、その二人の技術者以外に業務を担当する予定スタッフ（担当者）がいる場合は、併せて記入する。</li> <li>・上記の担当者を追記する場合は、様式 2—3 を作成し提出する。</li> <li>・参加表明書に記載した予定管理技術者及び予定担当技術者は、極めて特別な理由がない限り、変更できない。</li> </ul> <p>協力・連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力・連携体制は必要に応じて記入する。</li> <li>・地元業者等との協力・連携など、当該業務に協力・連携する者がいる場合は、業務への関わり方や業務の分担について明確に記入する。</li> <li>・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合は、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記入すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</li> <li>・上記専門家等の協力者を追記する場合は、様式 2—3 を作成し、提出する。</li> </ul>
<p><b>【様式 2—3】</b> スタッフ（担当者、専門家等）の経歴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式 2—2 の業務実施体制でスタッフ（担当者）を追記した場合は、経歴等をそれぞれ記入し、提出する。</li> <li>・様式 2—2 の協力・連携体制で専門家等の協力者を記入した場合は、経歴等をそれぞれ記入し、提出する。</li> </ul>
<p><b>【様式 2—4】</b> <b>【様式 2—5】</b> 特定テーマに対する企画提案 1、2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本要領の 2（3）企画提案を求めるテーマに示した、特定テーマに対する取組み方法を具体的に記入する。</li> <li>・記載様式は様式 2—4、5 とし、1 テーマにつき、図表、写真等を含め、A4 判 1 枚に記入する。</li> <li>・記入にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、様式 2—4、5 の各 A4 判 1 枚を超えての企画提案は認めない。</li> <li>・書式（強調、行数等）は提案者の任意とする。ただし、視認性の高いフォント（明朝体、ゴシック体等）を用いることとし、極力、網掛け及びアンダーライン等は用いないこと。またフォントの大きさは 10.0 ポイント以上とし、イメージ図等の中の解釈は 9.0 ポイント以上とする。</li> <li>・カラーは可とする。</li> <li>・様式 2—4、5 には、企画提案書の提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記入してはならない。</li> </ul>

記載事項	内容に関する留意事項
参考見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に係る参考見積書を提出すること。</li> <li>・企画提案書の特定にあたっては、見積金額の多寡は評価に加えない。</li> <li>・参考見積書は積算の際の参考とするものである。</li> <li>・提案内容が提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積りが不適格な場合には特定しないこともある。</li> <li>・記載様式は特に定めないが、A4判で作成する。</li> </ul>

※企画提案書の提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、企画提案競技で特定されたとしても、直ちに無効とする。

## 1 0 企画提案書の特定（最終選定）

### (1) ヒアリング

以下のとおり、企画提案書に関する検討委員会のヒアリングを行う。ただし、実施日や場所は、審査等の状況によって、変更となることもある。その場合は改めて関係者へ通知する。

① 実施場所：鹿児島市役所

② 実施日時：平成25年7月9日（火）

③ ヒアリング対応者：配置を予定する管理技術者又は担当技術者

※ ヒアリングの詳細な場所、留意事項等は別途通知する。

④ ヒアリング資料

様式2-4、2-5のみ使用

※ 追加の資料は一切認めない。

### (2) 選定結果（特定、非特定）の通知

提案内容等について特定基準に基づき検討委員会において審査し、最優秀者及び次点者を選定する。

選定の結果は、決定後速やかに企画提案書提出者全員へ書面をもって通知する。

なお、選定結果に関する異議の申立てや質問には一切応じない。

## 1 1 選定日程

選定に係る日程は次の予定である。ただし、審査等の状況によっては、多少日程が前後することもある。

(1) 平成25年5月31日（金） 公示

(2) 平成25年6月4日（火） 実施要領説明会

(3) 平成25年6月10日（月） 参加表明書提出期限

(4) 平成25年6月17日（月） 選定・非選定通知（企画提案書提出要請）

(5) 平成25年7月2日（火） 企画提案書提出期限

(6) 平成25年7月9日（火） ヒアリング実施

(7) 平成25年7月12日（金） 選定結果（特定・非特定）通知

## 1 2 業務の委託契約

検討委員会で特定した企画提案の提案者に対し、当該業務を委託する。

なお、特定された者が、契約の間までに地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当することとなった場合、又は鹿児島市から指名停止を受けることとなった場合は、契約の締結を行わない。この場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする。

## 1 3 委託期間

契約締結の日から平成26年3月17日（月）までとする。

## 1 4 成果品

特記仕様書（案）参照

## 1 5 業務量の目安

本業務の参考業務規模は、45,000千円程度を想定している。

## 1 6 失格条項

企画提案書が以下の条件の1つに該当する場合には無効とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 本要領に示した企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 企画提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 企画提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) この要領に定められた以外の手法により、関係者に企画提案書に対する援助を直接的、間接的に求めた場合。

## 1 7 企画提案書の取扱い

提出された企画提案書の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された企画提案書は返却しないものとする。
- (2) 提出された企画提案書は、審査及び説明を目的に、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、公表することができる。
- (4) 前号により公表する場合、提出された企画提案書は、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 企画提案のテーマに対する提案の内容は、特定されたとしても、企画提案のテーマへの提案として扱うものとし、本業務にそのまま反映されるものではない。

## 18 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び企画提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出できないものとする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の提出後において、原則として参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更は認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (3) 企画提案書が特定された者は、特定後、同種又は類似の業務として記載した業務に係る契約書の写しを提出する。
- (4) 企画提案書が特定された者は、参加表明書及び企画提案書に記載した技術者等の保有資格等を証することが確認できる書面を提出する。

## 附則

この要領は、平成25年5月31日から施行する。

# 平成25年度都市計画基礎調査等業務委託

## 特記仕様書(案)

### 第1章 総則

#### (適用)

第1条 本特記仕様書は、鹿児島市（以下「発注者」という。）が実施する都市計画基礎調査等業務委託（以下「本業務」という。）について適用するものとし、受注者が遵守すべき事項を定めるものである。

2 本業務は、鹿児島市設計業務等委託契約書や平成25年度鹿児島県都市計画基礎調査実施仕様書及び都市計画基礎調査 様式集（以下「実施仕様書」という。）、並びに都市計画法等の関係法令に基づき実施するものとする。

#### (目的)

第2条 本業務は、都市計画法第6条第1項の規定により、人口、産業、建物及び土地利用等の各項目について、現況及び将来の見通しに関する基礎調査を実施するとともに、本市における都市計画上の課題解決を図るために必要な調査を行い、今後の都市計画の見直しや市街化調整区域における新たな土地利用誘導方策の検討に活用することを目的とする。

#### (受注者の義務)

第3条 受注者は、本業務の履行に当たり、業務の趣旨等を十分に理解した上で、最高の技量を発揮して、本業務を遂行しなければならない。

2 本業務で得た全ての成果品や関係資料については発注者の所有とし、受注者は発注者の承諾を得ることなく、成果品等や本業務で知り得た事項を他に貸与、公表及び転用してはならない。

#### (疑義)

第4条 受注者は、設計書又は本特記仕様書等に明記されていない事項や本業務に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

#### (書類の提出)

第5条 受注者は、契約締結後、本業務の着手に先立ち、次の関係書類を遅滞なく発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

(1)着手届 (2)工程表 (3)担当技術者（経歴、担当業務の実績報告書）(4)業務計画書

## (5) その他「発注者」が必要とする書類

### (協議)

第6条 本業務の実施に当たり、業務の適切な遂行を図るため、担当技術者と監督員は常に密接な連絡をとるものとし、受注者は、その協議事項について記録し、次の打合せの際、相互に確認するものとする。

2 本業務の着手時及び納品時並びに中間時における業務の主要な区切り、その他業務上必要が生じた場合は、発注者と受注者は遅滞なく打合せを行うものとする。

### (関係官公庁への手続き)

第7条 本業務の実施に当たり、必要な関係官公庁への諸手続きは、発注者と打ち合わせの上、速やかに受注者の責任において処理するものとする。

### (土地の立入り)

第8条 本業務の実施に当たり、測量及び調査で第三者の土地に立ち入る場合は、予め発注者に通知の上、受注者は発注者が発行する身分証明書を携帯しなければならない。なお、地元関係者とのトラブルを生じないよう十分留意するとともに、万一損害を与えた場合は、受注者の責任においてこれを解決するものとする。

### (安全管理)

第9条 受注者は、各作業員に関係法規を常に遵守させ、安全管理に努めなければならぬものとする。また、作業実施中に事故が発生した場合には、速やかに事故発生の原因、経過、被害状況等の内容を発注者に報告するとともに、受注者の責任において、この処理対策にあたらなければならないものとする。

### (資料の貸与及び返還)

第10条 受注者は、本業務を遂行するにあたり、発注者が所有している必要な図書資料等がある場合においては、所定の手続きを行った上で借り受けるものとし、その取り扱いについては、紛失、破損等のないよう十分注意して管理するものとする。

2 受注者は、貸与された関係資料を外部に漏らしてはならず、本業務の完了後には速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、業務途中において発注者が必要となつた場合は、速やかに発注者の指示に従うものとする。

3 受注者は、本業務に文献その他の資料を引用する場合、その出典を明記するものとする。

### (履行期間)

第11条 本業務の履行期間は、着手の日から平成26年3月17日までとする。

## 第2章 業務内容

### (対象区域)

第12条 本業務は、鹿児島市全域を対象区域とする。

### (業務の内容)

第13条 本業務の内容は、次のとおりとする。

#### 1 都市計画基礎調査

調査項目は実施仕様書に基づくものとするが、調査の対象区域は、鹿児島市全域とし、利用する地図データは、発注者より貸与する共用空間データ（都市計画基本図数値地形図データ：Shape形式）とする。また、実施仕様書において市街化区域と表示しているものは、非線引き都市計画区域の用途地域や平成25年度に都市計画決定を予定している用途地域も含むものとする。

集計に際しては、監督員と協議の上、地域別又は区域別に集計するものとし、調査項目の状況について概要を整理した概要版を作成するものとする。

#### 2 都市計画見直し検討業務

##### (1) 全市的な動向整理

今後の都市計画見直しを検討するにあたって、把握しておく必要のある下記項目について、都市計画基礎調査や既存の資料を用いて整理を行う。

###### ① 特定建築物等の立地動向

商業施設や共同住宅（分譲住宅）、医療施設、社会福祉施設、駐車場等の立地動向を把握する。特に、商業施設については、面積規模 150 m<sup>2</sup>以上、500 m<sup>2</sup>以上、1,500 m<sup>2</sup>以上、3,000 m<sup>2</sup>以上、10,000 m<sup>2</sup>以上に区分して整理する。

###### ② 公共交通機関の状況

バス、市電、鉄道を対象として運行本数を路線毎に図面上に整理する。

###### ③ 各用途地域の土地利用動向

##### (2) 都市計画見直し決定図書作成

平成25年度に予定している都市計画見直しについて、区域区分や用途地域、特別用途地区、地区計画の指定、関係市町村との広域調整資料等、都市計画決定

に必要な図書を作成する。なお、都市計画決定に必要な図書とは、鹿児島県都市計画運用指針に基づくものとし、資料や図書は都市計画基礎調査や既存の資料を活用することとする。

### （3）企画提案で示した調査項目

## 第3章 その他

### （業務カルテの登録）

第14条 委託金額100万円以上の業務について、受注者は測量調査設計実績情報サービス（TECRIS）入力システム（財）日本建設情報総合センター（以下JACIC）に基づき「業務カルテ」を作成し、発注者の確認を受けた後に速やかにJACICへ提出するとともに、JACIC発行の「業務カルテ受領書」の写しを発注者に提出しなければならない。

また、JACICへの提出期限は次のとおりとする。

時 期	提 出 期 限
契 約 時	契約締結後 10 日以内
途中変更時	変更のあった日から 10 日以内
完 了 時	業務完了後 10 日以内

### （デジタル化による図面作成）

第15条 本業務で作成する成果品等については、解析作業やその他の都市計画関連業務及び地理情報システムでの閲覧に活用できるようにデジタル化を行うものとする。なお、デジタル化については、受注者において「鹿児島市都市計画基礎調査データ製品仕様書」を作成し、発注者が承認後、製品仕様書に準拠した形式でデジタル化するものとする。また、併せて「地物要件定義書（別紙）」について整理するものとする。

### （ソフトウェア及びデータセットアップ）

第16条 業務成果は、効果的な活用を行うため、データの閲覧、編集、印刷等が行える以下の条件を満たすソフトウェアにセットアップし、必要な環境設定及び操作研修を行うものとする。

- (1) windows 対応のソフトウェアであること。また、ソフトウェアの操作説明資料も添付すること。
- (2) データ入力段階で中間検査を実施する。また、任意にサンプル提出を受けたうえで、監督員が承諾する。
- (3) コンピューター及び支援ソフトについては、監督員と協議の上、決定する。課

内において誰でも扱える操作性に配慮し、データの閲覧、編集、印刷等の利用が可能とすること。

(誤謬)

第17条 本業務終了後であっても、提出した成果品に誤り又は訂正事項があった場合は、発注者と協議の上、受注者の責任において直ちに訂正し、再提出するものとする。

#### 第4章 成果品

(成果品)

第18条 成果品の提出については、次のとおりとし、提出時期については、発注者の指示によるものとする。

1 都市計画基礎調査

- (1) 都市計画基礎調査成果図 2部
- (2) 都市計画基礎調査調書 2部
- (3) 概要版 10部

2 都市計画見直し検討業務

- (1) 特定建築物等の立地動向図（縮尺 1/10,000、1/50,000）各 2部
- (2) 公共交通機関の状況図（縮尺 1/10,000、1/50,000）2部
- (3) 都市計画見直し決定図書 県決定は各4部、市決定は各2部
- (4) 関係機関等との協議資料 1式
- (5) 企画提案調査業務資料 各 2部

4 その他

- (1) 上記成果品のデジタル原稿 1式
- (2) 鹿児島市都市計画基礎調査データ製品仕様書
- (3) 地物要件定義書（別紙参照）
- (4) コンピュータ、支援ソフト、外付けHD 1式

別紙

### 鹿児島市 都市計画基礎調査データ 地物要件定義（案）

<b>地物名称</b>	土地利用現況図			
<b>地物定義</b>	都市計画に関する構想、計画決定の基礎資料となる土地利用の現況を把握			
<b>原典資料</b>	府内資料（地番図）、建物用途別現況図、現地調査等			
<b>取得基準</b>	原点資料からデータで取得する			
<b>空間属性</b>				
<b>属性名称</b>	<b>属性定義</b>			<b>データ型</b>
—	—			—
—	—			—
<b>時間属性</b>				
<b>属性名称</b>	<b>属性定義</b>			<b>データ型</b>
—	—			—
—	—			—
<b>主題属性</b>				
<b>属性名称</b>	<b>属性定義</b>	<b>型</b>	<b>単位</b>	<b>値域</b>
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
<b>主題图形</b>				
<b>属性名称</b>	<b>属性定義</b>	<b>型</b>	<b>個数</b>	<b>関連属性</b>
—	—	—	—	—
<b>地物関連</b>				
<b>関連名称</b>	<b>関連定義</b>			<b>関連する地物名称</b>
—	—			—
<b>地物の地域的範囲</b>	鹿児島市都市計画区域全域			
<b>地物の用途・使用法</b>	画面または出力図上で土地利用現況図に視認できるようにする。			
<b>その他</b>	—			

## 企画提案書の提出者を特定するための基準

評価項目 参加表明者の経験及び能力 【20点】	資格要件 鹿児島市建設工事等競争入札 参加資格業者登録	評価の着目点		評価ウェイト
			判断基準	
技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録	下記の順位で評価する。 ①鹿児島市建設工事等競争入札参加資格業者登録	下記の順位で評価する。 ①建設コンサルタント登録規程第2条別表中「都市計画及び地方計画部門」に登録有り。	
本市の地理・地勢に精通	鹿児島市に事務所又は営業所がある	下記の順位で評価する。 ①鹿児島市に事務所又は営業所がある。	下記の順位で評価する。 ①鹿児島市に事務所又は営業所がある。	
技術士の人数	技術士(建設部門一都市計画及び地方計画部門が5名以上)	下記の順位で評価する。 ①技術士(建設部門一都市計画部門が10名以上 ②技術士(建設部門一都市計画部門が5名以上10名未満	下記の順位で評価する。 ①技術士(建設部門一都市計画部門が10名以上 ②技術士(建設部門一都市計画部門が5名以上10名未満	4
専門技術力 成果の確実性 平成15年以降実績	ア 都道府県や中核市等において、都市計画基礎調査や解析、都市マスターープランの策定の実績がある。 イ 市町村合併を行った中核市等において、都市計画区域の見直し業務の実績がある。	過去10年間の同種業務の実績を下記の順位で評価する。 ①平成15年度以降に同種業務の実績が5件以上有り。 ②平成15年度以降に同種業務の実績が1件以上5件未満有り。 なお、業務実績が無い場合は選定しない。	過去10年間の同種業務の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務：線引き都市計画区域と非線引き都市計画区域の併存した都市計画区域での見直し ②類似業務：線引き都市計画区域での区域見直し なお、業務実績が無い場合は評点しない。	5
情報収集力 地域精通度 平成15年以降実績	ウ 鹿児島市における都市計画関連事業の実績がある。	下記の順位で評価する。 ①鹿児島市で都市計画関係の調査業務の実績あり。基礎調査、解析、環境影響評価など ②鹿児島市で都市計画関連業務等の事業計画等の実績あり。区画整理など なお、上記に該当しない場合は評点しない。	下記の順位で評価する。 ①鹿児島県で都市計画関係の調査業務の実績あり。基礎調査、解析、環境影響評価など ②鹿児島県で都市計画関連の事業計画策定などの実績あり。区画整理など なお、上記に該当しない場合は評点しない。	4
小計		20		

予定管理技術者の経験及び能力 【10点】	技術者資格等 の内容	技術者資格等、その専門分野 の内容	下記の順位で評価する。 ① 技術士(総合技術監理部門:都市及び地方計画に限る)を有する。 ② 技術士(建設-都市及び地方計画)を有する。 ③ RCCM(都市及び地方計画)を有する。 なお、上記に該当しない場合は資格要件を満たさない。	3		
	業務執行 技術力	過去10年間の同業務 の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績が5件以上ある。 ② 同種業務の実績が3件以上5件未満。 ③ 同種業務の実績が1件以上3件未満。 なお、上記に該当しない場合は資格要件を満たさない。	3		
	専門技術力 情報収集力	過去10年間の鹿児島県内 での業務実績の有無	下記の順位で評価する。 ① 鹿児島市内における業務実績有り。 ② 鹿児島県内における業務実績有り。 なお、業務内容も評価対象となるとともに、上記に該当しない場合は評点しない。	2		
	地域精通度 専任性	手持ち業務金額及び件数 (特定後未契約のものも 含む)	下記の順位で評価する。 ① 1件500万円以上の手持ち業務の件数が3件未満。 ② 1件500万円以上の手持ち業務の件数が3件以上5件未満。 なお、上記に該当しない場合は評点しない。	2		
	<b>小計</b>		<b>10</b>			
	予定技術者の経 験及び能力 【10点】	技術者資格等 の内容	下記の順位で評価する。 ① 技術士(総合技術監理部門:都市及び地方計画に限る)を有する。 ② 技術士(建設-都市及び地方計画)を有する。 ③ RCCM(都市及び地方計画)を有する。 なお、上記に該当しない場合は資格要件を満たさない。	3		
	専門技術力 情報収集力	過去10年間の同業務 の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績が5件以上ある。 ② 同種業務の実績が3件以上5件未満。 ③ 同種業務の実績が1件以上3件未満。 なお、上記に該当しない場合は資格要件を満たさない。	3		
	地域精通度 専任性	過去10年間の鹿児島県内 での業務実績の有無	下記の順位で評価する。 ① 鹿児島市内における業務実績有り。 ② 鹿児島県内における業務実績有り。 なお、業務内容も評価対象となるとともに、上記に該当しない場合は評点しない。	2		
	<b>小計</b>		<b>10</b>			
<b>合計</b>						
40						